

15 函館大谷短期大学成績評価基準等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、函館大谷短期大学学則第25条に基づき、点数及び成績評価等を適正に付与する基準等を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- 2 GPとは、「Grade Point」の略で、各成績評価に対して予め付与された等級を表す数値をいう。
- 3 GPAとは、「Grade Point Average」の略で、GPの数値に各科目の単位数を乗じた合計を、履修した授業科目の単位数の合計で除して得られた平均値をいう。

(成績評価基準)

第3条 成績評価の基準は、10段階で6以上を合格、5以下を不合格とし、点数に応じて成績評価及びGPを付与する。

合 否	成績評価	点 数	G P	成績評価内容
合格	秀	10	4	到達目標を十分に達成し、非常に優れた成果を修めている
	優	9～8	3	到達目標を十分に達成している
	良	7	2	到達目標を達成している
	可	6	1	到達目標を最低限達成している
不合格	不可	5～1	0	到達目標を達成していない
			0	出席不足・試験欠席・レポート等未提出による無効

(GPAの活用)

第4条 GPAの活用は、次のとおりとする。

- 1 客観的な成績評価の指標および履修指導等に活用する。
- 2 各学科は成績不振の学生に対し、学修支援等を行うものとする。
- 3 履修した科目のGPAが次の場合は、原則、学長より退学が勧告される。

学 科	時 期	科目群	G P A
ビジネス情報学科	2年次年度末	全科目	0.5未満
こども学科	2年次年度末	全科目	0.8未満

(GPAの種類と計算方法)

第5条 GPAは、当該年次における学修の状況及び成果を示す指標としての年次GPA、並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての累積GPAの二種類とする。

- 2 GPA算出の対象科目は、本学在学中に履修した全ての授業科目とする。
ただし、前項に関わらず、次の授業科目については、GPAの算定に含めないこととする。
 - (1) 自由選択科目
 - (2) 他大学等との単位互換で修得した科目
 - (3) 学生からの申請に基づき、履修登録を取り消した科目
 - (4) 本学入学前に修得した単位認定科目
 - (5) 再入学および転学における単位認定科目

- 3 年次GPA及び累積GPAの計算方法は、次の各号の定める方法により算出する。

算出された数値の小数点第3位以下は四捨五入するものとする。

- (1) 年次GPAは、当該年次に履修した授業科目ごとの単位数に当該年次の成績評価に応じたGPを乗じ、その合計を当該年次に履修した授業科目の単位数合計で除して算出する。
- (2) 累積GPAは、在学中に履修した授業科目ごとの単位数に在学中の成績評価に応じたGPを乗じ、その合計を在学中に履修した授業科目の単位数合計で除して算出する。
- 4 不可と判定された科目は、GPAの算定に含めるものとする。
- 5 GPAの計算期日は、年次毎に指定された期日までに確定した成績に基づいて行い、GPA計算期日は、教務部において定めるものとする。

(GPAの通知)

第6条 年次GPA及び累積GPAは、単位成績表にGPAを表示することにより行い、成績証明書には記載しない。

(GPAの管理)

第7条 年次GPA及び累積GPAに係る評価等の管理は、事務局において行うものとする。

(雑則)

第8条 その他この規程の実施について必要な事項は、教授会を経て学長がこれを決定する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

16 函館大谷短期大学学費延納規程

(目的)

- 第1条 この規程は、函館大谷短期大学の学生（入学が決定している者を含む）が経済的理由により通常の納入期限内に入学金及び授業料等（以下、「学費」という。）を納入することが困難な者に対し学費の延納を認め、学業を継続させることを目的とする。

(資格)

- 第2条 前条に規定する学費の延納を認められる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 在学生及び入学が決定している者
- (2) 学習意欲があり、学生としてふさわしい者

(願出の方法)

- 第3条 延納を希望する者は、納入期限の2週間前までに、授業料等延納願に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。

(延納期間)

- 第4条 延納を認める期限は、次に訪れる納入期日を最大限とする。ただし、相当の理由のある場合は、その限りではない。

(義務)

- 第5条 学費の延納が認められた者は、願出に記載した期日までに学費を納入しなければならない。
- 2 何らかの事由で、延納期日までに学費を納入ことが出来ない場合は、速やかに事務所に申し出なければならない。
 - 3 退学する場合は、未納分の学費を全額納入するものとする。

(規程の改廃)

- 第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は平成23年4月1日から施行する。